

「プロバイダ非依存アドレス割り当て規則」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書
<p>第 10 条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) 第 5 条第 7 号以外の PI アドレスの被割り当て者は、以下の第 1 号ないし第 4 号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マルチホーム接続を行うため</li> <li>(2) IXP (Internet Exchange Points) の相互接続セグメントにて使用するため</li> <li>(3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー (Critical Infrastructure) をインターネットに接続するため</li> </ul>	<p>第 10 条 (PI アドレスの割り当てを受ける資格) 第 5 条第 7 号以外の PI アドレスの被割り当て者は、以下の第 1 号ないし第 4 号のうちいずれか一の目的のみを有するネットワークを運用するものに限られるものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) マルチホーム接続を行うため</li> <li>(2) IXP (Internet Exchange Points) の相互接続セグメントにて使用するため</li> <li>(3) 当センターが別に定めるクリティカルインフラストラクチャー (Critical Infrastructure) をインターネットに接続するため</li> <li><u>(4) JPNIC が PI アドレスの必要性を認めるその他の用途</u></li> </ul>
<p>第 12 条 (PI アドレスの使用条件) 被割り当て者は、割り当てを受けた PI アドレスを、第 10 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号のうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。ただし、第 5 条第 7 号に該当する PI アドレスについてはその限りではない。</p>	<p>第 12 条 (PI アドレスの使用条件) 被割り当て者は、割り当てを受けた PI アドレスを、第 10 条第 1 項第 1 号から第 4 号までのうち契約締結時に届け出た目的を持つネットワークでのみ運用するものとし、その他の目的で使用してはならない。ただし、第 5 条第 7 号に該当する PI アドレスについてはその限りではない。</p>
<p>現在該当する記述なし。</p>	<p>付 則 7. この規則は、PI アドレスの割り当てを受ける資格の対象追加に伴い、2013 年 6 月 24 日に改正され、2013 年 7 月 30 日より実施する。</p>

「プロバイダ非依存アドレス割り当てサービス契約書」新旧対照表

現在の文書	改定後の文書												
<p>第 1 条 (プロバイダ非依存アドレスの割り当て) 甲は、乙に対し、プロバイダ非依存アドレス割り当て規則 <u>(以下「PI アドレス割り当て規則」という)</u> の定めにより以下の PI アドレスを割り当てするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">PI アドレス</th> <th style="width: 80%;">ネットワークの目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">*****</td> <td style="text-align: center;">*****</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(左記の PI アドレスが PI アドレス割り当て規則第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～<u>第 3 号</u>から 1 つ選択して記述)</td> </tr> </tbody> </table>	PI アドレス	ネットワークの目的	*****	*****		(左記の PI アドレスが PI アドレス割り当て規則第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～ <u>第 3 号</u> から 1 つ選択して記述)	<p>第 1 条 (プロバイダ非依存アドレスの割り当て) 甲は、乙に対し、プロバイダ非依存アドレス割り当て規則の定めにより以下の PI アドレスを割り当てするものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">PI アドレス</th> <th style="width: 80%;">ネットワークの目的</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">*****</td> <td style="text-align: center;">*****</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(左記の PI アドレスが <u>プロバイダ非依存アドレス割り当て規則</u>第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～<u>第 4 号</u>から 1 つ選択して記述)</td> </tr> </tbody> </table>	PI アドレス	ネットワークの目的	*****	*****		(左記の PI アドレスが <u>プロバイダ非依存アドレス割り当て規則</u> 第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～ <u>第 4 号</u> から 1 つ選択して記述)
PI アドレス	ネットワークの目的												
*****	*****												
	(左記の PI アドレスが PI アドレス割り当て規則第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～ <u>第 3 号</u> から 1 つ選択して記述)												
PI アドレス	ネットワークの目的												
*****	*****												
	(左記の PI アドレスが <u>プロバイダ非依存アドレス割り当て規則</u> 第 5 条第 4 号～第 6 号に該当する場合、同規則第 10 条第 1 項第 1 号～ <u>第 4 号</u> から 1 つ選択して記述)												